

佐賀県告示第 608 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成 28 年 12 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 廃止年月日 平成 28 年 8 月 31 日

2 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人至誠身体障害生活介護支援センター 理事長

山口 龍太郎

所在地 佐賀市田代二丁目 11 - 10

3 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 至誠介護支援センター居宅介護支援事業所田代

所在地 佐賀市田代二丁目 11 - 10

サービスの種類 訪問介護及び介護予防訪問介護